

公示番号(機-1305E-03)

入札説明書

平成 25 年 5 月 29 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のコンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材調達に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

平成 25 年 5 月 29 日

2 契約担当役

理事 小寺 清

3 担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第二課 Tel.03-5226-6613

4 調達機材等

(1)件名: コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3)PDF ファイル以外の入札説明書附属文書の有無については、次に○印を付した通りです。

(○)本件入札説明書に図面など附属文書はありません。

()本件入札説明書に図面など附属文書があります。附属文書の交付期間、交付場所および交付方法は以下の通りです(無料です)。

5 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。
- ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者
- (4) 公示日において、平成 22・23・24 年度又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 22 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者
- (5) 上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。次の URL にてホームページに掲載;
- <http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03>
- 当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。
- 提出期間、提出方法、提出場所は、次項の通り。
- (6) 輸出実績を有する者
- (7) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号、以下「措置規程」という。)に基づく契約競争参加資格停止措置(以下「措置」という。)を受けている期間中でないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有す

ることを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア 提出書類(申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 22・23・24 年度又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写) (または、JICA 資格審査結果通知書(写))

イ 提出期間:

平成 25 年 5 月 30 日から平成 25 年 6 月 21 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

ウ 提出場所:

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 1 階
独立行政法人国際協力機構
調達部受付 Tel.03-5226-6613

エ 受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が届かない場合の責任は負いません。)

(2)申請書 様式 1 により作成して下さい。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 25 年 7 月 1 日までに通知します。

(4)その他

ア 申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ 提出された申請書は、返却しません。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ 申請書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア 提出期限:平成 25 年 7 月 4 日 午後 5 時

イ 提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ 受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が届かない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成 25 年 7 月 8 日までに書面により回答します。

8 入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア 提出期間:

平成 25 年 5 月 30 日から平成 25 年 6 月 21 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

イ 提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ 受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が届かない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページ上で閲覧に供します。

ア 閲覧期間

平成 25 年 6 月 27 日から。

ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。遅くとも 7 月 3 日までに完成させて閲覧できるようにします。

イ 閲覧場所

当機構ホームページ上

9 辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。)して行うものとします。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

- ア 辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- イ 提出された辞退書は、返却しません。
- ウ 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。
- エ 辞退書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

10 入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 25 年 7 月 9 日(火)午後 2 時

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 1 階 110 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11 入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書の全品目に対する仕向地渡し（関税・保険料抜き、輸送費・荷下し料込）価格の総価(円)をもって入札金額とし、この入札書に記載された金額をもって落札価格とします。仕向地渡し売買契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(3)輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。貨物海上保険は受注者が JICA 特約の指定の保険に加入し、損害発生の場合は発注者が保険求償するものとします。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等 US ドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算して下さい。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。なお、入札金額は、この入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

- ア 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。
- イ 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。
- ウ 印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

- (5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
- (6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。
- ア 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
 - イ 誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。
 - ウ 入札件名が違っているもの。
 - エ 条件が付されているもの。
 - オ その他「入札参加の手引」に違反するもの。
- (8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/oversea/pdf/ind_guide.pdf

12 入札保証金及び契約保証金

免除します。

13 入札の無効

- (1)5 に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。
- (2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等 5 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14 落札者の決定方法

- (1)細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。
- (3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15 契約書作成の要否等

- (1) 国際協力機構所定の書式（別添売買契約書案を参照）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積もりを取り付け、落札価格(CFR(C&F))に海上保険料を加算した仕向地渡し金額の最終見積書（様式4）を提出します。（特約の被保険者は当機構、落札者が保険申し込み、保険料払い込みを行います。また、料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）
- (3) 当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。仕向地渡し契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であることから契約金額に消費税はかかりません。

17 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じです。

18 その他

- (1) 入札参加者は、別冊の機材仕様書、及び15の契約書案を熟読してください。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者と決定された者は、速やかに当機構と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を作成し、6(1)ウの窓口へ提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。
(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となる場合があります。)
- (4) 危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)及びEAR該当品については内訳書提出後7営業日以内にその有無を所定様式により、それぞれ6(1)ウの窓口へ提出してください。

薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の7営業日前までに所定の様式により、それぞれ6(1)ウの窓口へ提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

- ア 危険品、温度管理品の有無、E/L該当品及びEAR該当品は内訳書提出後7営業日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の7営業日前までにそれぞれ提出がない場合、全機材の梱包才数は機材納品予定日の1か月前までに連絡がない場合
- イ E/L該当品及びEAR該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判

定に誤りがあった場合

ウ 全機材の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

- (5)輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当及び EAR 該当が判明したアイテムも含む。)。
- (6)入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。
- (7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。
- (8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。
- (9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場・合該当契約を解除することが可能とします。
- (10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。
- (11)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係に係る情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより、影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上げ又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、

契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約の締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

詳細は、次のページをご参照ください。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>

以上

(様式 1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 小寺 清 宛

住所

商号又は名称 (印)

役職名

代表者氏名 (印)

整理番号 () (注 3)

平成 25 年 5 月 29 日付で公告のありましたコンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

(例) 入札公告 2 に規定されている要件をすべて満たします。

(注1) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

(注2) 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

(注3) 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書(または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール)にて通知された番号です。

(注4) 平成 22・23・24 年度又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)(または、JICA の資格審査結果通知書(写))を添付してください。

(注5) 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/pdf/ind_info.pdf

(様式2)

辞退書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清 宛

住所

商号又は名称

印

役職名・代表者氏名

印

平成 年 月 日付で競争参加資格確認通知がありました
コンゴ民主共和国マタデイ橋維持管理能力向上プロジェクト向
け橋梁点検用機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以 上

(注) この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

(様式3)

入札書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清 殿

住所
会社名
代表者又は受任者氏名 印
入札会出席者氏名 印

件名：コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点
検用機材

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知
のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別冊機材仕様書の全品目に対する仕向地までのCFR(C&F)価格の総価（円）（輸送
費・荷卸し料を含む、消費税・貨物海上保険料なし）

以 上

(様式4)

最終見積書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印
印

件名：コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け
橋梁点検用機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りします。

	記
仕向地渡し価格	円
貨物海上保険料	円
合計	円

(JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり)

船積期限 年 月 日

以上

(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名: コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁
点検用機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1 機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2 納入条件:

(1) 価格 仕向地 (Matadi) 渡し価格の総額 (輸送費・荷下し料込み)。

ただし、輸入通関は相手国の責任と費用負担で行う。

(2) 輸送方法 海送

(3) 陸揚港 コンゴ民主共和国マタディ港 輸送条件は付属書3「輸送条件書」に示すとおり

(4) 船積期限 平成26年2月28日

(5) 梱包 海送梱包 梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(6) 宛先等

(宛先) L ' Organisation pour Equipement de Banana Kinshasa(OEBK)

(仕向港) Matadi, RDDC

(Consignee) L ' Organisation pour Equipement de Direction General de
l ' OEBK a Matadi(B.P.143 Matadi) Attention: Mr.Madiata Ndele
Buba

(Notify Party) 1. Agence Japonaise de Cooperation International en
Republique Democratique du Congo 112, Avenu Pumba,
Gombe-Kinshasa, Republic Democratique du Congo

Tel: (243)81-556-3530

2. Same as the Consignee

マーキングは、付属書2「梱包条件書」に示す方法により行う。

3 電 源:单相 電圧 (220V) 周波数(50Hz) プラグ形状(B、B3)

三相 電圧 (380V) 周波数 (50Hz) プラグ形状()

上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4 銘 板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5 検 査:

(1)製品検査 機構の指名する立会検査人が、受注者・メーカー担当者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を船積み前に実施する。

(2)検査の判定 上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は船積期限内に完了すること。

6 輸出許可: 受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令、EAR及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布)により報告の上、必要に応じ輸出許可を取得しなければならない。輸出許可申請に必要なプロジェクト情報などは、機構が受注者に必要に応じて提供する。

7 提出資料:

提出資料名		同梱用	機構提出用
カタログ	(仏文又は英文)	1部	不要
取扱説明書	(仏文又は英文)	1部	不要
パーツリスト	(仏文又は英文)	1部	不要
試験成績書	(仏文又は英文)	1部	不要
図面	(仏文又は英文)	1部	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8 特記事項:

(1) 据付技師の派遣

不要

(2) 特殊梱包

特になし

(3) その他

納入業者は、納入機材について納品前に放射線量検査を実施し、検査証明書（英文）を提出すること。その結果が先方政府の放射能汚染評価基準である0.2マイクロシーベルト/時を超えている場合、納入業者は除染もしくは機材を交換の上、放射線量検査を再度実施すること。

検査証明書提出部数：英文オリジナル1部、コピー6部

検査証上のShipper名は受注者とする。輸出品に関する放射線量検査については、下記情報をご参照下さい。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/index.html>

（検査実施機関例）

日本海事検定協会(<http://www.nkkk.or.jp/survey/index.php>)

新日本検定協会(<http://www.shinken.or.jp/tabid/133/Default.aspx>)

以上

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
0	総則	(現地状況)		
	General	マタディ橋は、我が国の有償資金協力「バナナーマタディ間輸送力増強事業」(1974年～1983年)によって建設された橋梁である。コンゴ民主共和国最大の港湾であるマタディ港を有し、外湾であるボマ・バナナと、首都をつなぐ幹線に位置する陸運の要衝である。 建設後28年たった現在、老朽化が進み橋梁維持管理の根本的な点検、補修規格策定が必要となってきた。 マタディ橋に係る維持管理能力が強化されることを目的にJICAは技術協力プロジェクト「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」を実施することとした。 本プロジェクトの調達機材は、橋梁の維持管理のための既存点検機材・設備の更新及び新規点検機材の調達を行うものである。		
		①適応規格		
		原則として、既存橋梁設計時の日本国内規格を準拠すること。但し、改訂・変更されている規格等については最新の規格に準拠すること。		
		・道路橋仕方書・同解説・・・(社)日本道路協会		
		・土木構造物共通仕方書・・・(社)土木学会		
		・土木工事共通仕方書・・・国土交通省		
		・日本工業規格・・・JIS		
		・電気学会電気規格調査会標準規格・・・JEC		
		・日本電気工業会標準資料・・・JEM		
		②会社の実績および主任技術者の配置		
		・本プロジェクトの特異性に当り、過去に吊橋の維持補修、点検業務の実績があり、補修工事などにおいて既存橋梁に合わせた構造物の設計および製作と共に据付工事の実績を有すること。		
		・本プロジェクトの機材調達に当り、設計・製造確認のため設計照査確認を行う主任技術者の配置を含めます。		
		主任技術者の資格要件は建設業法の主任技術者資格とします。(契約時に配置する主任技術者の履歴書を提出すること)		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
0	総則			
	General	③調達機材について ・既存橋梁は、建設後28年を経過しており、老朽化が進み部材の変形・損傷を受けている可能性がある。 機材設計および調達を行う際は、過去の補修工事などの実績から変形などが生じている場合でも据付け可能な調整ができる製品とすること。 ・受注者の責により、現地で取り付けが出来なかったり、不具合が発生した場合、また製品に瑕疵があるとされた場合には受注者の負担で代替品を送付しなければならない。		
		④調達機材仕様について		
		1) 現地電源 駆動装置に電源を使用する機材 単相AC220V50Hz. または 三相AC380V50Hzに対応すること. 電漂プラグ・コンセントの形状は、B. B3 に対応すること.		
		2) 機材設計について 設計機材および特注品(既製品を改造)して使用する場合、既存橋梁の据付取り合い部の寸法,強度に適合した寸法にすること. ・主任技術者の照査・確認を行ったものであること.		
		3) 据付現地条件による条件 現地で使用できる建設機械(重機)が限定されるため、調達資機材は、現地OEBK所有の機材で運搬・据付が可能な重量および寸法とすること。 使用可能な建設機械などは 「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト 橋梁点検車に係わる調達計画調査 報告書」を参照すること。 主要事項は以下 ・10tクレーン付きトラックで作業可能な重量・寸法であること ・8tトラックに積荷・運搬可能な重量・寸法であること		
		⑤製作品納品の際には、「発送品明細書、組立符号図」を作成して 製作品と一緒に納めること。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
1-1	側面点検用昇降装置製作	(仕様概要：機材目的)		
	Lift for side inspection	「側面点検用手動式高所作業台設備の設計・製作」		
		既存の吊橋トラス桁下面に取付けられた移動式の検査車の形状・設備に適応可能なように、製品の手動式高所作業台設備の改造(設計を含む)および製作を行うこと。		
		構造設計などについては、日本国の構造規格及び安衛法を適用する。		
		(設計仕様範囲)		
		側面点検用手動式高所作業台設備の設計、製作		
		手動式高所作業台 製作台数： 8台		
		市販の手動式高所作業台の一部構造改造・製作		
		1)主材質		
		アルミ、スチール共に可能、但し屋外使用の防錆・防食の表面処理をすること。		
		溶融亜鉛メッキの場合、(JIS H864)防錆表面処理仕様とする。		
		2)安全設備仕様		
		移動式点検車に搭載しての使用となるため、作業台の落下防止・支柱回転防止装置を設けること。		
		装置仕様についてはメーカー標準で可能。		
		3)予備品・消耗品： 現地調達が早急に行うことが困難な		
		・手動式ウィンチワイヤ(1本=10m)： 8本		
		・タイヤローラ(1台当り2個、8台分)： 16個		
		現地調達が困難で、緊急時に交換が要求される装置・備品		
		4)取扱い説明書など： 1式		
		手動式高所作業台の「取扱説明書」「メンテナンスマニュアル」		
		日本語版および英文版(仏文版でも可)の双方を付けること。		
		(詳細仕様)		
		1)積載荷重： 130kg以上		
		2)最大作業床高さ： 7.0m以上		
		3)アウトリガー設置寸法： 1400mm×1600mm		
		4)収納時最大外形寸法： 幅 1300mm×長さ 1500mm×2500mm		
		5)昇降装置機構： 手動式 装置仕様についてはメーカー標準で可能		
		6)移動方法： 本作業台は、手押し式移動可能とする		
		運搬移動用キャスター・手押しハンドルを取り付けること。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		設計資料：昇降装置設備仕様のイメージ(図1,図2)を参照のこと 付属品:マニュアルリフト(1台/式)		
		【参考銘柄】 側面点検用昇降装置製作		
		(参考銘柄①)：(株)ピカコーポレーション	(株)岡聰	
		ピカマニュアルリフト LF-77(改造)		8
		予備品消耗品		1
		(参考銘柄②)：(株)アクセス	政田鉄工(株)	
		高所作業台 AL65(改造品)		8
		予備品消耗品		1
		(参考銘柄③)：(株)アクセス	(株)ナイガイ	
		高所作業台 AL65(改造品)		8
		予備消耗品		1
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
2-1	側径間下面検査車	(仕様概要：機材目的)		
		「側径間下面検査車の設計・製作」		
		既存の側径間には中央径間に取り付けられている吊橋トラス桁下面に取付けられた移動式の検査車が設置されていないため桁の検査が困難な状況である。		
		側径間の検査を容易に実施可能とするため新設の下面検査車を新規製作する。		
		既設の下面検査車と同型仕様の検査車が設置可能である形状・設備を適応可能なように設計・製作をすること。		
		「下面検査車設置用レールの設計・製作」		
		既存の側径間には中央径間に取り付けられている検査車の設置が無かったためトラス桁側面に取付けられる移動式検査車のレールが設置されていない。		
		新たに検査車を設置するに当たり、新設のレールを既設中央径間の移動式検査車レールと同様なレールを新設して既設側径間トラス桁に取付ける。		
		既設下面検査車レールと同型仕様のレールとして形状・設備を適用可能なように設計・製作をすること。		
		(設計仕様範囲)		
		側径間下面検査車の設計、製作		
		・下面検査車 製作台数： 2基		
		側径間下面検査車設置用レールの設計・製作		
		・下面検査車レール 製作台数： 側径間 4 側面分		
		構造設計などについては、日本国の構造規格及び		
		安衛法を適用する。		
		1)特殊な部材、部品を使用せず、容易にメンテナンスが可能となる構造とすること。		
		2)橋梁躯体の側面点検用昇降装置を床面の両端部指定箇所に積載し側径間指定範囲を走行稼働できること。		
		3)吊り下げレールの両側に配した手動式ギアトロリーを操作し、走行駆動を得る構造とすること。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		4)検査車床面からの落下防止、作業員の墜落防止のため、 強固な手摺、踏み掛け板を有すること。		
		5)現地において、組立、取付時の精度を確保するため、 製作工場にて一度仮組立を行うこと。		
		6)屋外耐候性のある被覆塗膜、もしくは溶融亜鉛メッキの 防錆表面処理とすること。		
		7)桁上からの昇降設備を介して、乗降移動できるものとすること。		
		(詳細仕様)		
		側径間下面検査車の設計条件		
		1)検査車構造躯体および床版の設計荷重		
		・活荷重：100kg/m ²		
		・風荷重：23kg/m ² 、		
		・下部工検査車設計重量：6800kg		
		・最大載荷設計重量：1000kg		
		・昇降装置載荷設計重量：300kg		
		・許容傾斜量：64mm/1m		
		2)支持点設計耐荷力		
		・トロリー支点耐荷力：5.0t/支点		
		側径間下面検査車設置用レールの設計条件		
		1)検査車設置用レールおよび支持点の設計荷重死荷重		
		・検査車設置用レール自重：50kg/m		
		・トロエリー支点設計反力：4000kg/1支点		
		・レール支持点設計耐荷力：6000kg		
		2)レール支持点間隔		
		・既存トラス桁の下弦材側面に取付ける支持ブラケット の設置位置については、図面指定位置とすること。		
		参考書類		
		・「 Gondola安全規則・Gondola構造規格の解説」 厚生労働省労働基準局 (社)日本クレーン協会を参照とすること。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		主任技術者の照査確認		
		側径間下面検査車・設置用レールの設計および製造については、総則で定めた「主任技術者」の照査・確認を行うこと。		
		客先からの提示を求められた場合には、設計計算書の提示を行うこと。		
		(詳細仕様)		
		構成部材(主要部材)		
		1. 下面検査車		
		・床面フレーム (H400x200、H150*75、L75x75、L50x50)		
		・手摺 (SGP40A、SGP25A)		
		・床面デッキ (グレーチング 3G(19-3))		
		・駆動部 (ギアトロリー 5t用、C200形鋼)		
		(駆動部詳細は、4.「駆動部改修」に記載する		
		【参照図面】		
		・CHARIOT D'INSPECTION POUR LA SURFACE INFERIEURE DE LA DALLE D' CIER		
		・PLANCHER FIXE POUR LE CHARIOT D'INSPECTION DE LA SURFACE INFERIEURE DE LA POUTRE PRINCIPALE		
		・GARDE-CORPS DU CHARIOT D'INSPECTION DE LA SURFACE INFERIEURE DE LA POUTRE PRINCIPALE		
		・CAILLEBOTTIS POUR LE CHARIOT D'INSPECTION DE LA SURFACE INFERIEURE DE LA POUTRE PRINCIPALE		
		・BALADEUR POUR LE CHARIOT D'INSPECTION DE LA SURFACE INFERIEURE DE LA POUTRE PRINCIPALE		
		2. 設置用レール 1側面あたり		
		・設置用レール (H250x125)		
		・レールブラケット		
		【参照図面】		
		・PLAN DE DISPOSITION DES RAILS POUR PONT D'INSPECTION ET DES ELEVATEURS		
		・PLAN DE DETAIL DES RAILS POUR PONT D'INSPECTION(1/2)		
		・PLAN DE DETAIL DES RAILS POUR PONT D'INSPECTION(2/2)		
		* 詳細数量および標準図面については巻末資料とする。		
		【製作・参考銘柄】		
		①側径間下面検査車製作	製作品	2
		②側径間下面検査車設置用レール	製作品	4
		③ギアトロリー：(株)キトー TSG050 定格荷重：5.0t	西川産業(株)	8
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
3-1	塔検査車の製作	(仕様概要:機材目的) 「塔検査車の設計・製作」 主塔の外面を検査するためのゴンドラである、塔頂部の吊下げ用ポールに吊上げワイヤーを装着しゴンドラに取付いているワインダー（モーター）にて巻上げ塔側面に沿って昇降する。 ゴンドラ本体のコントロールパネルが盗難により失われ動かせない状態であり、同式のパネルも廃盤型式である 供用開始から約30年が経過し、ゴンドラ本体自身の老朽化や損傷が見受けられる。吊上げ用ワイヤーに至っては既に耐用年数が経過しており激しい消耗跡があり耐荷力を保証できるような状態ではない。 今後の使用の安全性を確保する面からもゴンドラ・吊ワイヤーの交換が必要である。 既存の塔柱形状にあわせて使用用途に合わせたゴンドラを製作する。		
		(設計仕様範囲) 塔検査車の設計・製作 ・塔検査車： 製作台数 2台 ・消耗品および予備パーツ：（仕様詳細）②予備品・消耗品を含むこと 構造設計などについては、日本国の構造規格及び安衛法を適用する。 ・「ゴンドラ安全規則・ゴンドラ構造規格の解説」 厚生労働省労働基準局 （社）日本クレーン協会を参照とすること。		
		(詳細仕様) 1)既設設備である10tクレーン付トラックにて運搬、作業可能な重量と寸法であること 2)電源式モータを有し、識別性、操作性の良いコントローラーを装備していること。 3)使用時に万が一、吊ワイヤーが断線した場合でも、搭検査車本体を落下させない安全装置を有すること。 4)屋外耐候性のある被覆塗膜、もしくは溶融亜鉛メッキの防錆表面処理仕様とすること。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		5)ゴンドラ安全規則に則した構造様式とし、かつゴンドラ安全規則に従い法定検査を実施すること。		
		6)既存の塔柱に取付け昇降する検査車となるので外形寸法吊ワイヤー間隔などの寸法を守ること。		
		また、塔柱が傾斜しているためゴンドラが塔柱と接触しても塔柱塗装面を損傷させないためのローラー設備を持たせた構造に改造すること。および傾斜の内角側の検査車は対の検査車とガイドローラーやチェーンにより連結され一定の間隔を保持できるようにすること。		
		7)設計耐荷力は下記を基準とする。		
		積載能力 315kg以上、昇降必要高さ 100m、		
		ワイヤー吊点間隔 3600mm		
		(詳細仕様)		
		①ゴンドラ装置		2台
		ゴンドラ装置1基あたりの仕様		
		・積載能力： 315kg以上		
		・昇降速度： 6m/min以上		
		・昇降電動機： 0.9kw x2台 * 昇降制御機付		
		・運搬方式： 可搬式(キャスター付)		
		・操作方法： 押釦にて操作		
		・安全装置： 非常停止機能、上限リミットスイッチ、		
		ワイヤー過速検出装置付		
		・装備： 操作盤、ペンダントスイッチ、ガイドローラ 4機、		
		ゴンドラ連結用チェーン取付ブラケット 2本		
		・付属品： 専用キャブタイヤケーブル110m x1本、ゴムおもり 1ヶ、		
		エンドクリップ 2ヶ		
		・連結用チェーン 長さ 4.2m		
		・連結用フレーム(ガイドローラー付)		
		・ゴンドラ吊ワイヤー φ8 x100m		
		・ゴンドラ吊り下げ用シャックル		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		②予備品・消耗品		1 式
		・昇降電動機		2 台
		・連結用チェーン 長さ 4.2m		4 本
		・連結用フレーム(ガイドローラー付)		1 本
		・ガイドローラー		8 機
		・キャスター		8 ケ
		・突梁 高さ400mm		4 本
		【参照図面】		
		・PLAN DETAILLE DE LA NACELLE DESTINEE A LA PEINTURE DU PYLONE		
		・PLAN DETAILLE DE SUSPENSION DE LA NACELLE POUR LES SURFACES A ET B		
		・PLAN DETAILLE DE SUSPENSION DE LA NACELLE POUR LES SURFACES C		
		・PLAN DETAILLE DE SUSPENSION DE LA NACELLE POUR LA POUTRE HORIZONTALE		
		・PLAN DE MONTAGE DE LA NACELLE		
		・DERRICK ET PIECES DE FIXATION		
		【参考銘柄】		
		塔検査車の製作	日本ビソー(株)	
		(参考銘柄①)：日本ビソー(株)		
		MED-360ZBS(改良型)		2
		付属品		1
		[デッキゴンドラ 予備・消耗品]		
		・ワインダー 型式:BISOMAC210		2
		・連結用チェーン 長さ:4200mm		4
		・連結用フレーム 長さ:4200mm		1
		・ガイドローラー		8
		・キャスター		8
		・突梁 H=400mm		4
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

[illegible]

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
4 -1	既設検査車の駆動部改修	(仕様概要：機材目的) 「検査車の駆動装置部の設計・製作」 既存の下面検査車の駆動部品が損傷および摩耗している。また該当部品は廃盤であり部分的な交換が不可能である。 この為、検査車床面から取付けられている柱を含めその上部を取り換える。 既設の片側だけの駆動輪であるとレール面との接触不良から駆動力不足と偏芯荷重の傾きが生じる、駆動方式を現行の片側式から構造変更し両側式とする。 既存の内面検査車で床面の伸縮装置部の損傷により外面側へ伸ばすことができない、損傷部のギアチェーンを改修し稼働できるようにする。 (設計仕様範囲) 既設走行駆動部の改修 16台(下面検査車 2基分、内面検査車 2基分) 既設床伸縮駆動部の改修 4台 (内面検査車 2基分) 構造設計などについては、日本国の構造規格及び安衛法を適用する。 (詳細仕様) 走行駆動部の改修 1)改修箇所は、駆動部を頂部とする柱より上部を対象とする。 2)手動式の駆動装置をレールの両側に有する形式への改修とする。 3)走行時に橋軸直角方向のずれを抑制するガイドを有し、点検作業時に検査車を固定するストッパー機能を有すること。 4)万が一、駆動輪が破壊した場合でも、検査車がレールに保持できるよう落下防止機構を備えること。 5)各部品については単純構造として、容易にメンテナンスを行えるものとする。 6)製作工場にて駆動装置を組立て、取り付けの確認を行う。		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		7)支持点設計耐荷力		
		移動検査車をレールからぶら下げる駆動柱部は既存		
		検査車との取合い構造、および新規に交換するギアトロリー		
		部の構造高さを確認し寸法形状を決定すること。		
		・トロリー支点耐荷力：		
		内面検査車用： 3.0t/1ヶ所		
		下面検査車用： 5.0t/1ヶ所		
		床伸縮駆動部の改修		
		1)損傷している現状の部品と交換可能な取替部品とする。		
		主任技術者の照査確認		
		検査車駆動部の改修工事に伴い既設の検査車とギアトロリー		
		を組み込んだ駆動部柱の設計・製造をするに当たり、		
		既存検査車との取合い構造、ギアトロリーとレールの接触面		
		の確保が正確にできる構造となっているか、要求されている		
		強度を・機能を満足しているか、総則で定めた「主任技術者」		
		の照査・確認を行うこと。		
		客先からの提示を求められた場合には、設計計算書の		
		提示を行うこと。		
		(詳細仕様)		
		①走行駆動部 (1台あたり)		
		・駆動部柱(ギアトロリーを含む)		1基
		要求させる耐荷力を持ち、既存検査車と交換できるもの		
		・レールサポート		2セット
		・ストッパーハンドル		2セット
		・スペア部品		
		・下面検査車5tギアトロリー用のハンドホイール取替部品		16セット
		<5t用取替用ハンドホイール部品1セットあたり>		
		・ハンドホイール		1ヶ
		・ハンドチェーン2m		1ヶ
		・座金、溝ナット、割ピン		各1ヶ
		・治具止めピン、割ピン		各1ヶ
		・吊治具止めピン、溝ナット、割ピン		各1ヶ
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

[illegible]

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
5-1	昇降設備の製作	(仕様概要：機材目的)		
		「端部昇降装置の設計・製作」		
		既存の橋梁では、桁端部から桁用の検査車に乗降が出来ない		
		側径間への検査車の新設に合わせ、桁端部からも		
		中央径間と同型の昇降梯子を設置することにした。		
		(設計仕様範囲)		
		端部昇降装置の設計・製作		
		・桁端部昇降装置：製作台数 4基		
		構造設計などについては、日本国の構造規格及び安衛法を適用する。		
		(詳細仕様)		
		・桁端部の指定箇所に配置し、内面検査車および下面検査車への		
		乗降移動を可能とする。		
		・利用時に視覚性に優れ、墜落防止のための安全設備(背籠等)を		
		有するものとする。		
		・各部品については単純構造として、		
		容易にメンテナンスを行えるものとする。		
		主任技術者の照査確認		
		既存桁端部に取付く昇降設備(梯子)となるため、既存		
		トラス桁との取合い構造および本体断面の確認・照査を		
		行うこと。		
		客先からの提示を求められた場合には、設計計算書の		
		提示を行うこと。		
		(詳細仕様):1組当たり		
		・昇降梯子 (FB)		
		・踊り場 (L150、CH-PL)		
		* 詳細数量および標準図面については巻末資料とする。		
		【参照図面】		
		・PLAN DE DETAILS DES ELEVATEURS		
		昇降梯子の製造	製作品	1
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
6-1	伸縮装置用点検足場の設置 および伸縮装置の基礎 レール部の改修	(仕様概要：機材目的) 「伸縮装置用点検足場の設計・製作」 伸縮装置の点検用に足場の設置が橋台前にないため 内面検査車を端部に移動して点検を行っているが 体を乗り出しての作業となり、危険かつ作業性が悪い このため、橋台前面に伸縮装置用点検足場を設置する。 また、伸縮装置の振動により基礎レール下のゴムの損傷 劣化により締結ボルトに緩みが生じる。 (設計仕様範囲) 伸縮装置用点検足場の設計・製作 橋台前面へのブラケット型点検足場の設計・製作 ・桁端部ブラケット型足場： 製作基数 2基 構造設計などについては、日本国の構造規格及び安衛法を適用する。 (詳細仕様) ・常設する部材と利用時に仮設置する 部材から構成される。 ・設置、利用時には近接させた内面検査車からの 取付作業、移動が可能とする。 ・常設する部材については鉄道軌道計画空間を 侵さない位置に配置する。 ・利用時の仮設置部材については、耐摩耗性、耐候性を有し、 かつ人力にて運搬可能な形状および重量とする。 また、簡易に設置、取り外しが可能なものとする。 ・主要部材の設計耐荷力としては、下記を基準とする。 ・ 載荷設計重量 180kg(作業員体重および建設資材含む) ・基礎レール不具合の起因となっている既設ゴムを取り換える。 構成部材(1組あたり) ・常設ブラケット ・仮設足場板(アルミ製) ・仮設親綱支柱 ・アイボルト * 詳細数量および標準図面については巻末資料とする。 【参照図面】 ・伸縮装置点検用足場要領図		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		①桁端点検足場の製造	製作品	1
		②スタンション、アイボルト 1式	国土交通省土木積算基準相当品	1
		③ネオプレーンゴム	国土交通省土木積算基準相当品	1
7-1	本プロジェクト実施時	(仕様概要:機材目的)		
	建設施工資機材の調達	「建設施工資機材の調達および製作」		
		本プロジェクト「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」の一環として橋梁の維持管理のための既存点検機材・設備の更新および新規点検機材調達を行い、現地にて既存の橋梁に据付および交換する工事を行ううに当り必要な施工資機材の中で、現地で調達が困難だと思われる物については、今回の調達品として取り纏め日本から現地へ輸送し、工事完了後にはOEBKが今後の維持管理の維持管理の工具として支給するものとする。		
		(設計仕様範囲)		
		建設施工資機材の調達および製作		
		本プロジェクトの工事を遂行するに当り必要とされる資機材の調達と下部工検査を現地で組み立てる際に使用する受台製作を含むものとする。		
		各建設施工資機材の(詳細仕様)【参考銘柄】		
		を以下に示す。		
		1)巻上機(ウィンチ形マイティプラー)		4
		・モーター出力:15kw		
		・ワイヤーロープ巻取量: φ18mm×200m		
		・定格荷重:3,000kg		
		【参考銘柄】		
		①ウィンチ形マイティプラー:トーヨーコーケン(株)	トーヨーコーケン	
		型式: MAW-40H(S) 重量 890kg		
		ワイヤ: φ18×200m		
合 計				

機材仕様明細書

件名：コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

番 号	機 材 名	仕 様	メーカー名	数量
		2)滑車		
		重量物を揚げるとき等にマイティプラーのワイヤを		
		ワイヤリングして物資の昇降や移動のワイヤの方向		
		転換などにしようする		
		・φ400 1車式 シャックル式	国土交通省土木積算基準相当品	8
		・φ400 1車式 転向シーブ式	国土交通省土木積算基準相当品	12
		3)エンジンウェルダー		1
		工事時間中に構造物の溶接の必要が生じた場合および		
		作業場所の近傍に電源設備が無い場合に発動発電機		
		として使用する。		
		【参考銘柄】		
		・ディーゼルエンジン式 溶接機兼発電機		
		① 型式 DGW310MC 6.0KVA 重量:333kg	新ダイワ(株)	
		② 型式 DAW300SS 5.5KVA 重量:300kg	デンヨー(株)	
		4)アンカードリル		
		伸縮装置用検査路を取り付ける場合にコンクリート橋台		
		にアンカーボルトを設置するために使用する		
		【参考銘柄】		
		・電動式ハンマドリル		
		① 型式 ED-832NAP 6.0KVA 重量:7.1kg	リヨービ	1
		無負荷回転数: 300/min 打撃数: 3000/min		
		5)受架台(簡易組立定盤)		
		下面検査車やレールなどの組立時の受架台		
		ベント材と受梁の組み合わせ		
		・仮受架台(ベント材) 高さ:0.5m 重量:0.2t/個x12個	国土交通省土木積算基準相当品	2.4t
		・仮受梁 (架設桁) H300×4.0m-12本 重量:0.4t/本x12	国土交通省土木積算基準相当品	4.8t
		個		
合 計				

機材仕様明細書

件名:コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け橋梁点検用機材

[illegible]

(仮称)マタディ橋 橋梁点検機材 調達、現地据付工事

塗装仕様書

1、塗装仕様

塗装工程		塗料名	使用量 (g/m ²)	目標膜厚 (μm)	塗装間隔
製鋼工場	素地調整	ブラスト処理 ISO Sa1/2			4時間以内
	プライマー	無機シンクリッチプライマー	160	15	6か月以内
製作工場	2次素地調整	ブラスト処理 ISO Sa1/2			4時間以内
	防食下地	無機シンクリッチペイント	600	75	2日～10日
	ミストコート	エポキシ樹脂塗料下塗	160	-	1日～10日
	下塗	エポキシ樹脂塗料下塗	540	120	1日～10日
	中塗	フッ素樹脂塗料用中塗	170	30	1日～10日
	上塗	フッ素樹脂塗料上塗	140	25	1日～10日

2、概算塗装面積

項目		単体塗装 面積(m ²)	塗装 面積m ²	備考
下面検査車				
	2台	73.68	147.35	
<1台あたり>				
床構造		57.90		
手摺		0.00		溶融亜鉛メッキ
床デッキ		0.00		溶融亜鉛メッキ
駆動部		15.78		
1台あたり		73.68		
検査車レール				
	4側面	11.03	44.14	
	1側面	11.03		
駆動部				
	8台	3.12	24.97	
	1台あたり	3.12		
昇降梯子				
	2セット	38.00	76.00	
	1セットあたり	38.00		
伸縮部点検足場				
	2セット	6.24	12.48	
	1セットあたり	6.24		
合計		132.07	304.94	